(その1)

収　支　報　告　書

会計	繰越	検算	転記		
(二)	(二)	(ナ)	(七) (和) (ヤ)		)

※該当箇所に レ すること。

〒１４３－００１６

1　主たる事務所の所在地　東京都大田区大森北４－１０－７
一般社団法人日本臨床衛生検査技師会館２階第３会議室

（ふりがな）　みやじまよしふみこうえんかい

2　政治団体の名称　宮島よしふみ後援会

3　代表者の氏名　宮島　喜文

4　会計責任者の氏名　篠崎　隆男

5　平成　２７　年分

団体コード	1	2	7	0	0	8	6	9	2	0	0	0	2	1
前年繰越額													0	円

事務担当者の氏名　神山良二

電話番号　03-6450-0577

政治団体の区分
□ 政党
□ 政党の支部
□ 政治資金団体
□ 政治資金規正法第１８条の２第１項の規定による政治団体
レ その他の政治団体
□ その他の政治団体の支部
活動区域の区分
全国（２都道府県以上）

資金管理団体の指定の有無
レ 有　□ 無
公職の種類　参議院議員　（現・(元)）
資金管理団体の届出をした者の氏名　宮島喜文

国会議員関係政治団体の区分
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第１号に係る国会議員関係政治団体
レ 政治資金規正法第１９条の７第１項第２号に係る国会議員関係政治団体
公職の候補者の氏名　宮島　喜文
公職の種類　参議院議員　（現・(元)）

（※）資金管理団体の指定の期間
平成 27 年 10 月 5 日から
平成 27 年 12 月 31 日まで

※報告対象年の途中で資金管理団体の指定・取消しをした場合のみ記入のこと。

(※) 国会議員関係政治団体に関する特例の適用期間
平成 27 年 10 月 1 日から
平成 27 年 12 月 31 日まで

※報告対象年の途中で国会議員関係政治団体に該当した場合又は該当しなくなった場合のみ記入のこと。

受付
'28.6.08
収支公開室
第　号

3253 号
28.5.30
東京都選挙管理委員会
事務局

1939

受付	審査	確認	消込

105510

(その2)

収支の状況

1　収支の総括表

収入総額	2,620,000
（前年からの繰越額）	0
（本年の収入額）	2,620,000
支出総額	0
翌年への繰越額	2,620,000

2　収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	
金額	0
員数（党費又は会費を納入した人の数）	0

(2) 寄附		
ア　寄附（イを除く。）の区分	金額	備考
(ア) 個人からの寄附	2,620,000	
（うち特定寄附）	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計　(ア) ＋ (イ) ＋ (ウ)	2,620,000	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ　政党匿名寄附	0	
合計　（ア ＋ イ）	2,620,000	

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1.個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
大澤　智彦	100,000	H27/12/26	山梨県韮崎市富士見2-1-10	臨床検査技師	
中町　祐司	100,000	H27/11/2	兵庫県加古川市加古川町大野282-6	臨床検査技師	
小松　京子	200,000	H27/11/12	東京都練馬区西大泉5-27-11	臨床検査技師	
横地　常広	200,000	H27/11/12	静岡県掛川市倉真1427-3	臨床検査技師	
深澤　恵治	100,000	H27/11/16	群馬県前橋市下増田町1603-1	臨床検査技師	
上原　昭浩	200,000	H27/11/16	長野県長野市松代町岩野745-1	臨床検査技師	
西浦　明彦	100,000	H27/11/24	福岡県福岡市早良区百道浜1丁目6-1-2703サンパティーク百道浜宿舎B棟	臨床検査技師	
岡田　茂治	100,000	H27/11/25	埼玉県白岡市新白岡2-1ルネ・グランテラス210	臨床検査技師	
井垣　歩	100,000	H27/11/25	兵庫県西宮市高須町1-1-16-703	臨床検査技師	
丹下富士男	100,000	H27/11/27	広島県安芸郡府中町浜田4-4-17	臨床検査技師	
中井　規隆	100,000	H27/12/1	愛知県名古屋市港区正徳町4-34	臨床検査技師	
小澤　優	100,000	H27/12/7	滋賀県守山市水保町1437-34	臨床検査技師	
山口　浩司	100,000	H27/12/9	静岡県浜松市中区小豆餅1丁目14-5	臨床検査技師	
運天政五郎	100,000	H27/12/11	大阪府柏原市大県1-2-5	臨床検査技師	
この頁の小計	1,700,000				

(その7)

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分	1. 個人	
寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所(団体にあっては、主たる事務所の所在地)	職業(団体にあっては、代表者の氏名)	備考
丸田　秀夫	200,000	H27/12/11	長崎県佐世保市大宮町41-47	臨床検査技師	
丸茂　美幸	200,000	H27/12/11	山梨県甲府市長松寺町8-16	臨床検査技師	
中山　　茂	100,000	H27/12/18	千葉県市原市東国分寺台3-6-4	臨床検査技師	
富永博夫	100,000	H27/12/18	兵庫県加西市尾崎町439-45	臨床検査技師	
椙山　広美	100,000	H27/12/21	愛知県岡崎市稲熊町6-94-9	臨床検査技師	
下田　勝二	200,000	H27/12/30	東京都小平市仲町654-4	臨床検査技師	
この頁の小計	900,000				
その他の寄附	20,000				
合計	2,620,000				

(その17)

資産等の状況

1　資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア　土地	□	☑	
イ　建物	□	☑	
ウ　建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	□	☑	
エ　取得の価額が100万円を超える動産	□	☑	
オ　預金（普通預金及び当座預金を除く。）又は貯金（普通貯金を除く。）	□	☑	
カ　金銭信託	□	☑	
キ　有価証券	□	☑	
ク　出資による権利	□	☑	
ケ　貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	□	☑	
コ　支払われた金額が100万円を超える敷金	□	☑	
サ　取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	□	☑	
シ　借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	□	☑	

(その20)

宣　　誓　　書

添付書類（別添のとおり）

☑　1　領収書等の写し

☐　2　監査意見書（政党及び政治資金団体に限る。）

☑　3　政治資金監査報告書（国会議員関係政治団体に限る。）

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

平成28年　5月　30日

政治団体の名称　宮島よしふみ後援会

会計責任者の氏名　篠崎　　隆男

代表者の氏名　（代表者については解散時のみ記入すること）

(印)

政治資金監査報告書

平成２８年５月２５日

宮島よしふみ後援会

代表　宮島　喜文　殿

登録政治資金監査人　大下和平

登　録　番　号　第　３１６号

研修修了年月日　　平成２０年１２月１８日

１　監査の概要

（１）私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第１９条の１３第１項の規定に基づき、宮島よしふみ後援会の平成２７年に係る法第１２条第１項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係わる支出目的書（支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。）について、支出に関する政治資金監査を行った。

（２）この政治資金監査は、法第１９条の１３第２項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

（３）私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係わる支出目的書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

（４）この政治資金監査は、宮島よしふみ後援会の主たる事務所において行った。

２　監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

（１）法第１９条の１３第２項第１号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、宮島よしふみ後援会に係る支出はな

く、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係わる支出目的は存在しなかった。

（２）法第１９条の１３第２項第２号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国会議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

（３）法第１９条の１３第２項第３号に規定する事項について、法第１２条第１項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

（４）法第１９条の１３第２項第４号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、存在しなかった。

３　業務制限

宮島よしふみ後援会と私との間には、法第１９条の１３第５項の規定に違反する事実はない。

また、宮島よしふみ後援会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との間においても、同様である。

以　上